

民主党マニフェスト

20. 歳入庁を 創設する

【政策目的】

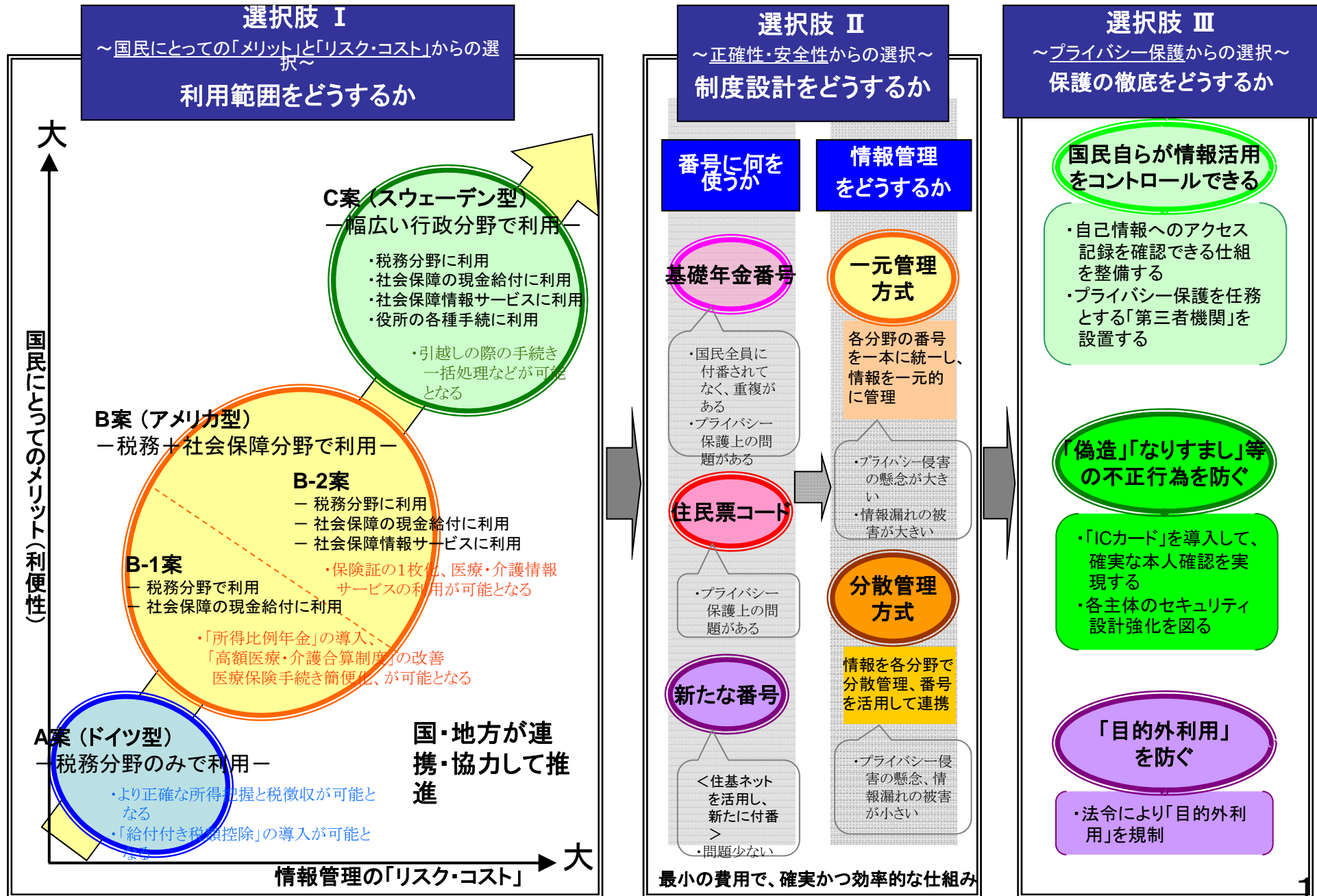
- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

【具体策】

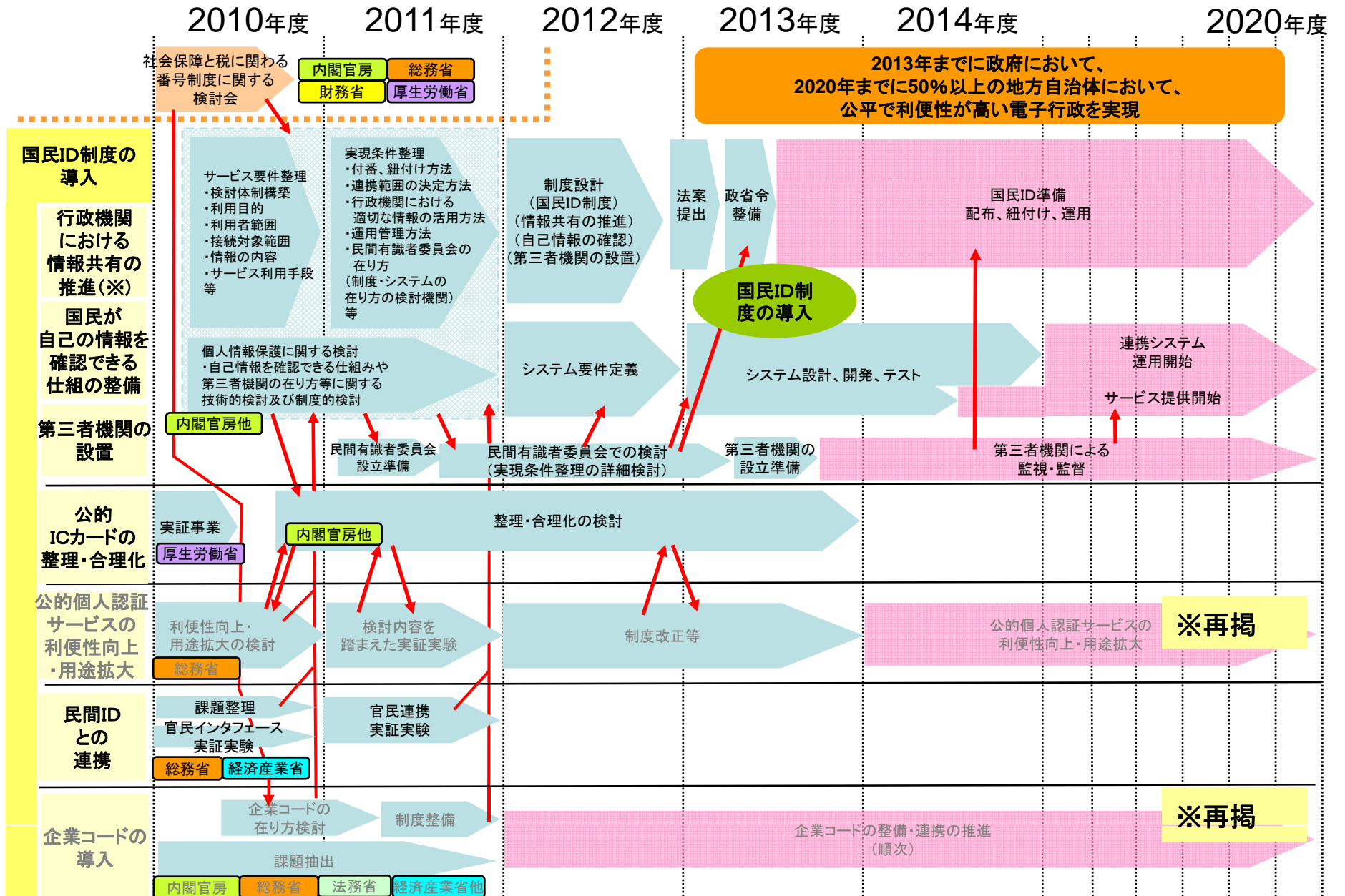
- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

社会保障・税に関わる番号制度 ～3つの視点からの「選択肢」～

< 国民の権利を守るための番号に向けて >



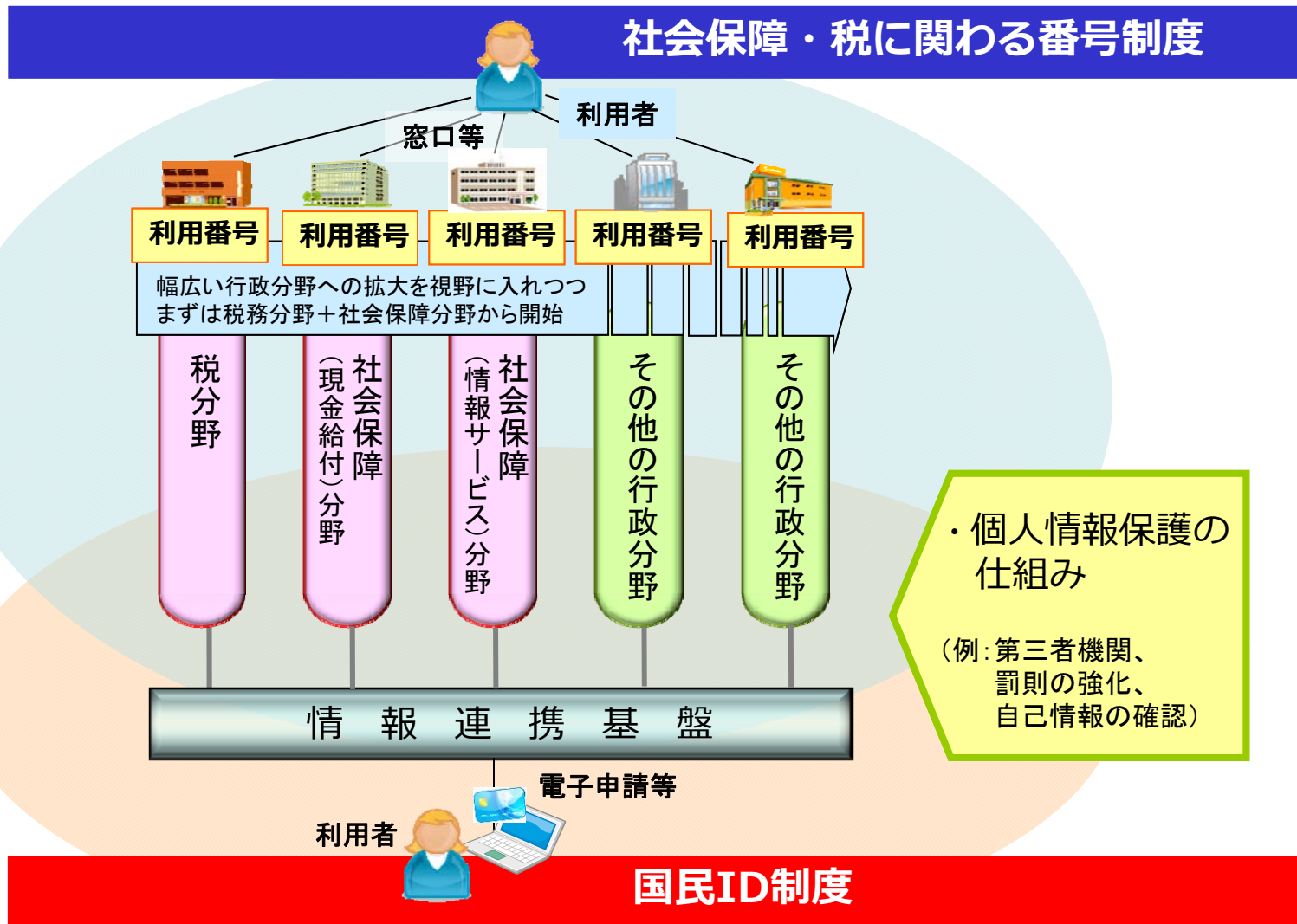
国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備 工程表



※ 「行政機関における適切な情報の活用の推進」。各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるようにするため「次期府省共通研究開発管理システム(次期e-Rad)を利用した公募型研究事業における申請業務の省力化」(文部科学省)をはじめとした国民の手続の省力化に向けたシステムの整備等によって推進。

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度の関係

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、国民が窓口等で利用する番号の整備(社会保障・税に関わる番号制度)と、各機関間の情報連携の仕組みの構築(国民ID制度)を一体的に進めることが不可欠。



社会保障・税に関わる番号制度：主な論点と目指す方向性(12月3日公表)

主な論点

1. 利用範囲

- A案…税務分野のみ
- B-1案…税務分野+社会保障分野(現金給付のみ)
- B-2案…税務分野+社会保障分野
(現金給付+現物サービス)
- C案…幅広い行政分野で利用

2. 「番号」に何をを使うか

- ①基礎年金番号、②住民票コード、
③住基ネットを活用した新たな番号

3. 管理方式

- データベース：①一元管理方式、②分散管理方式
- 番号：①一元管理方式、②分散管理方式

4. 付番機関

- ①歳入庁、②内閣府、③総務省、④国税庁、⑤厚生労働省 等

5. 個人情報保護の徹底

- ①自己情報へのアクセス記録の確認、
- ②第三者機関の設置、
- ③「偽造」「なりすまし」防止、
- ④目的外利用の防止、
- ⑤プライバシーに対する影響評価の実施 等

6. 地方公共団体等との連携

地方公共団体、日本年金機構、医療保険者等の機関の実情を踏まえた連携

7. 制度導入に係る費用、期間

- 費用：制度設計の仕方によって異なる
- 準備期間：少なくとも3～4年の準備期間が必要

目指す方向性

「幅広い行政分野」(C案)での利用を視野に入れつつ、まずは「税+社会保障分野」(B案)から開始

住基ネットを活用した新たな番号

“データベース”については、分散管理方式とすることを前提に検討
“番号”については、プライバシー保護、コスト等に鑑み、一元管理又は分散管理とすべき具体的分野について今後検討

「歳入庁の創設」の検討を進めるとともに、「まずはどの既存省庁の下に設置すべきか」について検討

最低限、「自己情報へのアクセス記録の確認」、「第三者機関の設置」、「目的外利用防止に係る具体的法原則明示」、「関係法令の罰則強化」を実施する方向で検討

社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度の検討

社会保障・税に関わる番号制度

22年2月～ 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会

22年6月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ」
～3つの視点からの「選択肢」～ 公表※ パブコメ実施

22年11月～ 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会

22年12月3日「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会 中間整理」公表

22年12月 社会保障改革検討本部
中間とりまとめ

23年1月～4月 「基本方針」の策定
「要綱」の策定

23年6月 「社会保障・税番号大綱(仮称)」の策定

23年秋以降 可能な限り早期に法案提出

国民ID制度

22年9月～ IT戦略本部企画委員会
「電子行政に関するタスクフォース」

- ・検討課題全体像の提示
- ・個人情報保護、情報連携基盤、企業コード
- ・個人情報保護にかかる第三者機関
- ・ユースケース、導入効果、国民IDコード

「社会保障・税に関わる番号制度」の検討と整合性を図りつつ、国民IDコードとの関係、情報連携基盤等を引き続き議論